

## 専決処分報告（調停）

平成28年（2016年）5月19日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

## 記

本市は、価額が100万円未満の賃料等請求調停事件1件及び市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件11件について、次のとおり調停に合意する。

## 1 価額が100万円未満の賃料等請求調停事件

専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
平成28年4月21日 札幌簡易裁判所 平成28年(ニ)第20号 賃料等請求調停事件	東区改良第8店舗 の賃借人	(1) 相手方は、本市に対し、改良店舗に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計315,300円を今後分割して平成28年10月末日までに支払う。 (2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の改良店舗の賃貸借契約を解除することができる。 (3) 前号により(1)の改良店舗の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

2 市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成28年2月4日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第155号 賃料等請求調停事件	手稲区稲積団地の 入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計261,600円を今後分割して平成33年1月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。</p>
2	平成28年2月5日 札幌簡易裁判所 平成27年(ユ)第153号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃98,400円を今後分割して平成33年2月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
3	平成28年2月18日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第2号 賃料等請求調停事件	厚別区ひばりが丘 団地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計128,100円を今後分割して平成33年2月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
4	平成28年2月25日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第8号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計204,950円を今後分割して平成31年7月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
5	平成28年2月25日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第9号 賃料等請求調停事件	厚別区ひばりが丘 団地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計224,220円を今後分割して平成33年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成28年3月24日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第15号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計225,800円を今後分割して平成30年11月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
7	平成28年3月24日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第19号 賃料等請求調停事件	中央区南7条団地 の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計191,820円を今後分割して平成31年5月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
8	平成28年4月7日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第17号 賃料等請求調停事件	手稲区稲積団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計364,300円を今後分割して平成33年3月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
9	平成28年4月13日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第18号 賃料等請求調停事件	手稲区パティオほ しみの入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃160,800円を今後分割して平成32年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相 手 方	調 停 の 概 要
10	平成28年4月25日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第24号 賃料等請求調停事件	白石区東川下団地 の入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計186,700円を今後分割して平成32年3月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>
11	平成28年4月25日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第26号 賃料等請求調停事件	手稲区山口団地の 入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計308,000円を今後分割して平成31年5月末日までに支払う。</p> <p>(2) 1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 1の(3)に同じ。</p>